



**DV・性暴力被害者への法的支援を研究**  
**法学部 法学科 教授** てじま あきこ  
**ジェンダー教育研究所 所長** **手嶋 昭子**

**配偶者暴力防止法の見直し検討ワーキング・グループに参画  
 幼少期からの性教育とジェンダー教育を提言**

コメントできる  
研究領域

DV防止法

ジェンダー問題

性暴力

家族法

京都女子大学は、教員の研究活動や社会連携など“社会のための女子大学”の姿をお伝えするニュースレターを発信しています。今回は、家族法を専門とし、DV防止法・性暴力・ジェンダー問題について研究を続ける法学部教授で、2022年10月に本学に開設した、ジェンダー教育研究所の所長を務める、手嶋昭子教授をご紹介します。

■ **社会全体の暴力に対する意識を変えることで、性被害やDV被害、ジェンダーに関わる法制度のあり方が変わる。**

手嶋教授は、DV・性暴力被害者への法的支援について研究を続けており、家族・交際関係・会社などの親密圏で起る心身への暴力を、被害者を支配し、自分の優位性を確かめるために起こる「関係性の問題」と捉えています。なかでも、女性が女性であるがゆえに暴力行為の被害者となる「ジェンダー・ベースド・バイオレンス（社会的性差を基にした暴力）」は、配偶者・恋人・知人からの暴力です。加害者は、周囲にさとらせず、被害者を逃がさないように策略を練り、支配します。手嶋教授は、心身への暴力や暴言などの行為により支配・従属関係が固定化した両者に、対等な立場での解決を目標とする法手続きや従来の法理論での対応は、十分な被害者支援にはならないと指摘しています。

手嶋教授は、被害者に適切な支援を行うためには、なぜ加害者に、相手の性別その他の属性に関わらず相互尊重できる人間観が育っていないのか、なぜ人は人を貶めるのかを考え、社会全体で暴力に対する意識を変えていくことで、DV被害や性被害、ジェンダー問題に関わる法制度のあり方も変わると考えています。

■ **2024年4月施行の改正DV防止法では、加害者更生プログラムの抜け落ちを指摘。日本の共同親権の導入に警鐘。**

現行の配偶者暴力防止法（DV防止法）が改正され、2024年4月1日から施行されます。手嶋教授は、内閣府の配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループのメンバーとして、今回の改正審議に加わりました。今回の改正で、身体だけでなく精神的な暴力も保護対象となり、接近禁止命令の期間は6か月から1年に、命令違反した場合の懲役や罰金も厳罰化されました。しかし、被害者の権利保障、同居していない交際相手からの暴力は対象外になるなど、課題が残っており、なかでも加害者への公的な更生制度については、2003年の検討段階からあまり進展していません。加害者が変わらない限り、被害者には恐怖が残り、別の被害者が出る可能性があります。手嶋教授は、司法制度の中に加害者更生プログラムへの強制参加を組み込む必要性を指摘しています。

また手嶋教授は、現在審議が進んでいる共同親権導入について、DVが家族間にあるのであれば、単独親権にすべきと考えており、両親が良好な関係で交流に問題がないのなら、ことさらに共同親権を導入する必要はないとしています。

■ **DV被害や性被害をなくすために、幼少期からの性教育とジェンダー教育の必要性を提言。**

手嶋教授は、本学が2022年10月に「ジェンダー平等の実現に貢献できる女性の養成」を目指し開設した、ジェンダー教育研究所の所長を務めており、県内外でジェンダー問題やDV防止法改正について、講演を行っています。

近年、国連では包括的性教育が進められており、日本も2023年に勧告を受けています。DV被害や性被害をなくすために、幼少期からの性教育とジェンダー教育の必要性を、研究所から発信していきます。

手嶋昭子（てじま・あきこ） Profile

<http://gyouseki-db.kyoto-wu.ac.jp/Profiles/2/0000171/profile.html>

略歴 1959年生まれ。1988年京都大学法学研究科 基礎法学専攻単位取得満期退学、博士（法学）。1989年安田女子大学・同短期大学非常勤講師、1990年安田女子短期大学講師、2004年京都女子大学非常勤講師、2003年神戸女学院大学非常勤講師、2011年京都女子大学法学部准教授を経て、2017年より現職。

論文 『性暴力と司法—なぜ被害者の視点が理解されないのか』（単著/2021年/女性学講演会/大阪公立大学女性学研究センター）  
 『暴力と責任—被害者支援・加害者更生から見た量刑判断—』（単著/2019年/法と社会研究）  
 『ジェンダー不平等とドメスティック・バイオレンス』（単著/2016年/法社会学）

著書 『親密圏における暴力—被害者支援と法』（単著/2016年/信山社）

＜本件に関する報道関係者の皆様からのお問合せ先＞

- ・ 京都女子大学入試広報課 北山・堀川・竹縄 TEL: 075-531-7054 FAX: 075-531-7222
- ・ 京都女子大学広報デスク（プラザینگ・ボート内）福嶋・小宮・井上 TEL: 06-4391-7156 FAX: 06-4393-8216
- ・ 京都女子大学HP <https://www.kyoto-wu.ac.jp>